

「がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会」 開催要綱

1. 趣旨

がんゲノム医療提供体制の構築については、平成29年6月に取りまとめられた「がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会報告書」において、「がんゲノム医療の提供に必要な機能を有し、がんゲノム医療の中核を担う「がんゲノム医療中核拠点病院（仮称）」を整備し、当該医療機関においてがんゲノム医療を提供することが適切である」旨が報告されたところ。

また、がんゲノム医療中核拠点病院等の整備については、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」の下で開催された「がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ」及び「がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件に関するサブワーキンググループ」において、がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件等が検討され、「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備指針」に、指定要件を含む必要な事項が報告されたところ。

本検討会は、当該指定要件を踏まえ、がんゲノム医療中核拠点病院等の指定のために開催するものである。

2. 主な検討事項

がんゲノム医療中核拠点病院等の指定について
その他必要な事項

3. 構成員等

- (1) 検討会の構成員は、名簿に記載の構成員により構成する。
- (2) 検討会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。座長は会務を総括し、検討会を代表する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 検討会は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

4. 構成員の任期等

- (1) 構成員の任期は2年とする。
- (2) 構成員は再任されることができる。

5. 検討会の運営等

- (1) 検討会は、健康局長が、別紙の構成員の参集を求め開催する。
- (2) 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
- (3) 検討会は、原則公開するとともに、議事録を作成・公表する。ただし、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合等はこの限りではない。
- (4) 検討会の庶務は、健康局がん・疾病対策課が行う。
- (5) その他、検討会の運営に関する必要な事項は、座長が検討会の了承を得て、その取扱いを定める。

「がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会」
構成員名簿

天野 慎介 一般社団法人グループ・ネクサス・ジャパン 理事長

井本 逸勢 愛知県がんセンター リスク評価センター センター長
愛知県がんセンター 分子遺伝学分野 分野長

加藤 元博 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
小児がんセンター 移植・細胞移植科 医長

木庭 愛 茨城県保健福祉部長

◎ 中釜 斉 国立研究開発法人国立がん研究センター 理事長

羽鳥 裕 公益社団法人日本医師会 常任理事

増田 しのぶ 日本大学医学部病態病理学系腫瘍病理学分野 主任教授

三谷 絹子 獨協医科大学血液・腫瘍内科 教授

矢野 聖二 国立大学法人金沢大学がん進展制御研究所・腫瘍内科 教授

山口 俊晴 公益財団法人がん研究会有明病院 名誉院長

◎ . . . 座長

(五十音順・敬称略)